

公 示

準特定地域における個人タクシー事業に係る特例許可の参入枠について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（令和4年3月30日付け国自旅第571号）5.（1）に基づき、令和8年度の営業区域毎の特例許可の参入枠を下記のとおり定めたので公示する。

令和8年4月16日

九州運輸局長 日向 弘基

記

営業区域	令和8年度参入枠
福岡交通圏	11
北九州交通圏	36
久留米市	10
大牟田市	2
佐賀市	2
長崎交通圏	18
佐世保市	12
大分市	3
別府市	4
宮崎交通圏	5
鹿児島市	10

※令和2年度及び令和3年度に一般廃業した75歳未満の個人タクシーの事業者数を、令和4年度から令和8年度までの各年度において、5か年度で按分。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、令和4年度の事業者数を繰り上げて処理することとする。

※令和4年度及び令和5年度に一般廃業した75歳以上の個人タクシーの事業者数を、令和6年度から令和10年度までの各年度において、5か年度で按分。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、令和6年度の事業者数を繰り上げて処理することとする。

令和7年度で特例許可を行わなかった参入枠の残余は、令和8年度の参入枠に繰り入れている。

1. 申請の受付期間

令和8年5月1日から令和8年5月31日、
令和8年9月1日から令和8年9月30日、
令和9年1月1日から令和9年1月31日までとする。

ただし、申請受付期間のうち、9月1日から9月30日まで及び1月1日から1月31日までのそれぞれの期間が到来するまでに処分件数が参入枠に達した場合、以降の申請受付期間において受付は行わない。

2. 処分の時期

1. の申請についての処分は、原則、令和9年3月末までに行うこととする。

附 則（令和8年4月16日付け九運公第4号）

1. この公示は、令和8年4月16日から適用する。
2. この公示は、令和9年3月31日をもって廃止する。